公益社団法人　伊豆の国市シルバー人材センター事務費規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費に関し、必要な事項を定める。

（事務費の徴収）

第２条　事務費は、センターが取り扱う仕事の引受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費等として仕事の見積り総額に含めるものとし、仕事が完了した都度センターが徴収する。

（事務費の額）

第３条　事務費の額は、受注額（配分金に相当する見積額）の５％～１０％とし、理事会において定める。

（事務費の使途）

第４条　事務費は、センターの事業を遂行するための経費に充てる。

（委任）

第５条　この規程に関して必要な事項は、理事会で定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２５年４月１日より施行する。